

## ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

### （個人情報取扱事務の届出）

第3条 町の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し、又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
- (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- (5) 取り扱う個人情報の項目
- (6) 取り扱う個人情報の取得先
- (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
- (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 町の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は届出事項の変更に関する届出に係る事項及び前項の規定による個人情報取扱事務の廃止に関する届出に係る事項を個人情報取扱事務ごとに、かつ、全ての個人情報取扱事務について、記載した資料を作成しなければならない。

4 町長は、前項の規定により作成した資料を、必要があると認めるときは、一般の閲覧に供することができる。

### （開示請求の手続）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

### （開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手續）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手續）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（運用の状況の公表）

第8条 町長は、毎年度、町の機関の法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（ニセコ町個人情報保護条例の廃止）

第2条 ニセコ町個人情報保護条例（平成10年ニセコ町条例第18号）は、廃止する。

（ニセコ町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める規定によるその事務に関して知り得た前条の規定による廃止前のニセコ町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関から委託を受けた旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において当該旧個人情報取扱事務に従事していた者 旧条例第10条第2項

(2) この条例の施行の際現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって旧個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この号において同じ。）を取り扱う場合における当該旧個人情報を取り扱う業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者 旧条例第51条の2第1項の規定により準用する旧条例第10条第2項

2 この条例の施行の日前に旧条例第11条若しくは第20条の規定による請求又は旧条例第25条の規定による是正の申出がされた場合における開示及び訂正等又は是正の申出に対する処理

(これらに係る旧条例第 27 条に規定する手数料等を含む。)については、なお従前の例による。

(後志南部地区地域資源循環管理施設(土壌改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 後志南部地区地域資源循環管理施設(土壌改良資材製造施設)の設置及び管理に関する条例(平成 18 年ニセコ町条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項第 7 号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。第 24 条において同じ。)」を加える。

第 24 条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条中「町長と締結する協定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮」を「個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施し、及び町長と締結する協定を遵守」に改める。